

平成15年9月29日

不服申立てについて

1 導入

2 情願に関する現状等の説明

(1) 現在の法務大臣情願の処理手続の概要(資料1)

(2) 法務大臣情願の申立て及び処理状況(資料2・資料3)

ア 申立て件数及び処理件数

イ 申立て内容の概要

(3) 巡検官情願の処理手続, 申立て及び処理状況

(4) 情願以外の不服申立ての状況(資料4)

3 諸外国の不服申立て制度の概要等(英国・米国連邦・ドイツ)

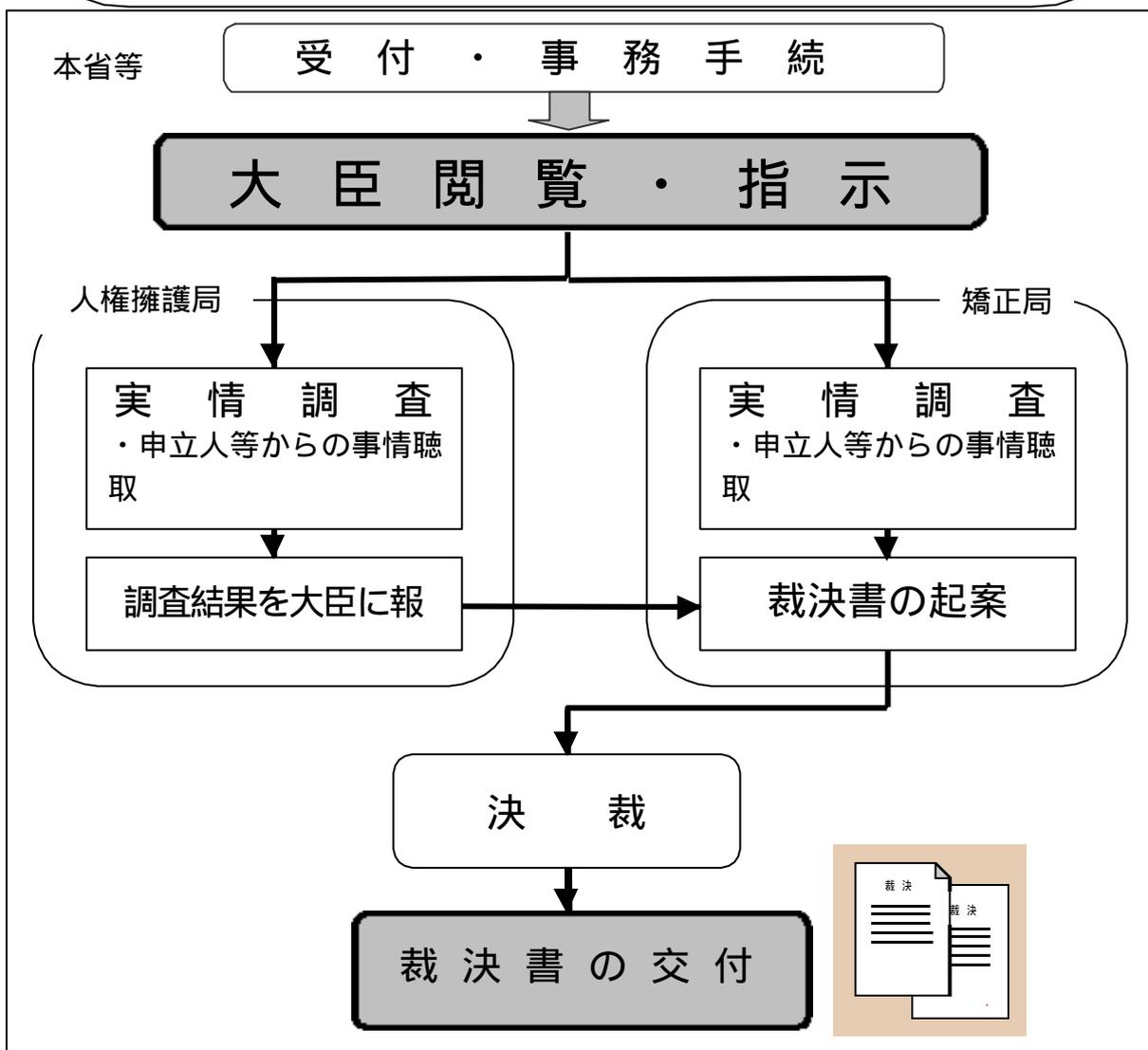
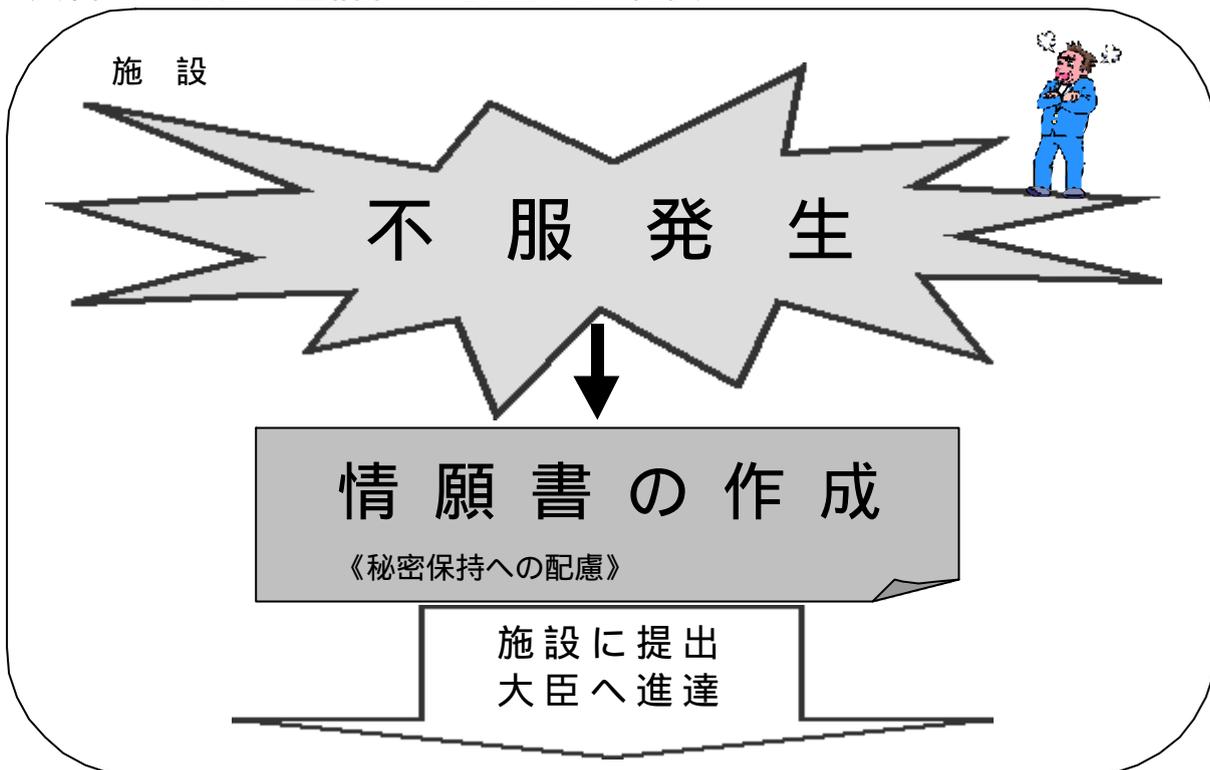
(資料5～資料9)

4 刑事施設法案における審査の申請と苦情の申出制度(資料10)

5 まとめ

(参考資料) 関係監獄法令及び法務省矯正局長通達

資料1 法務大臣情願の処理手続の概要

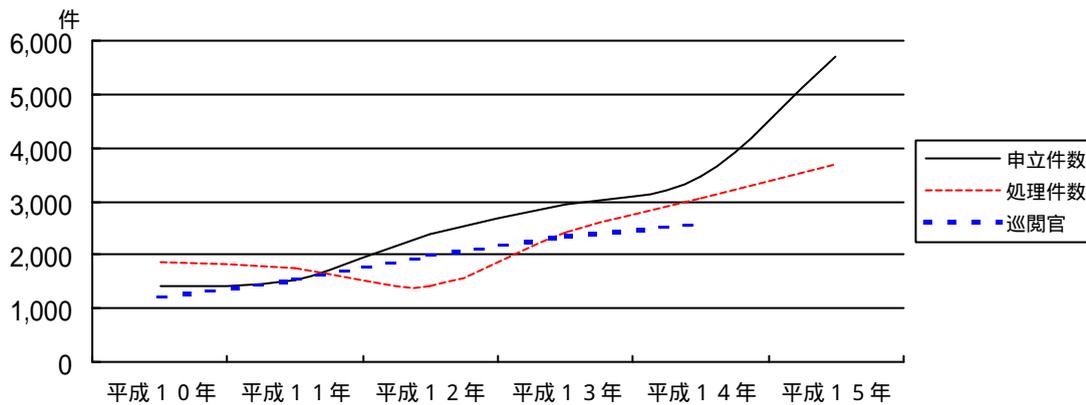


資料2 情願の申立状況及び処理等の実情

1 申立及び処理の実情

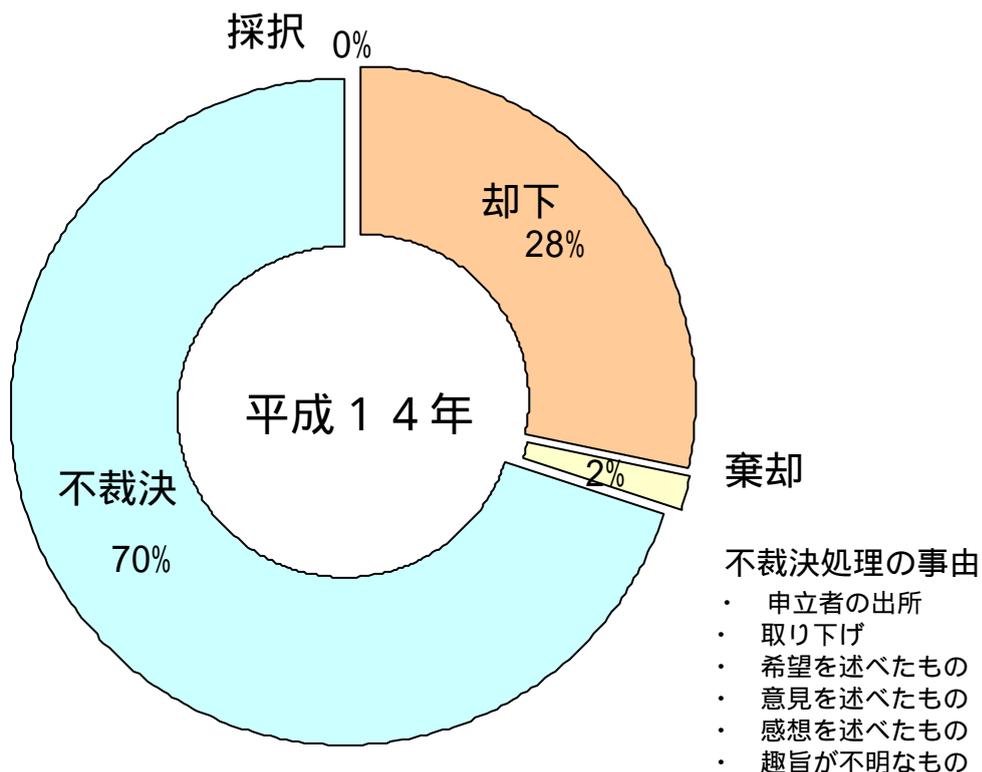
		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
大臣	申立件数	1,404	1,526	2,382	2,942	3,455	3,806
	処理件数	1,868	1,768	1,421	2,407	3,055	1,710
巡閲官情願		1,186	1,545	1,983	2,363	2,566	-

平成15年は8月末現在の数値。このまま推移すれば年間約6000件に達する見込み。



大臣情願の平成15年分は、8月末現在の件数を基にした推定の状況

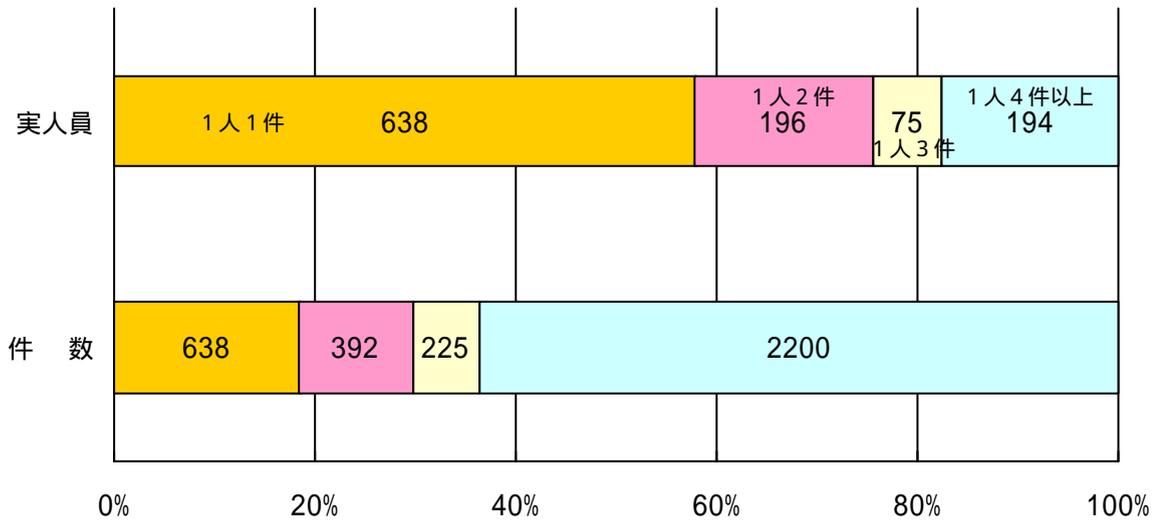
2 大臣情願の結果別処理状況



資料3 大臣情願の頻回申立の状況

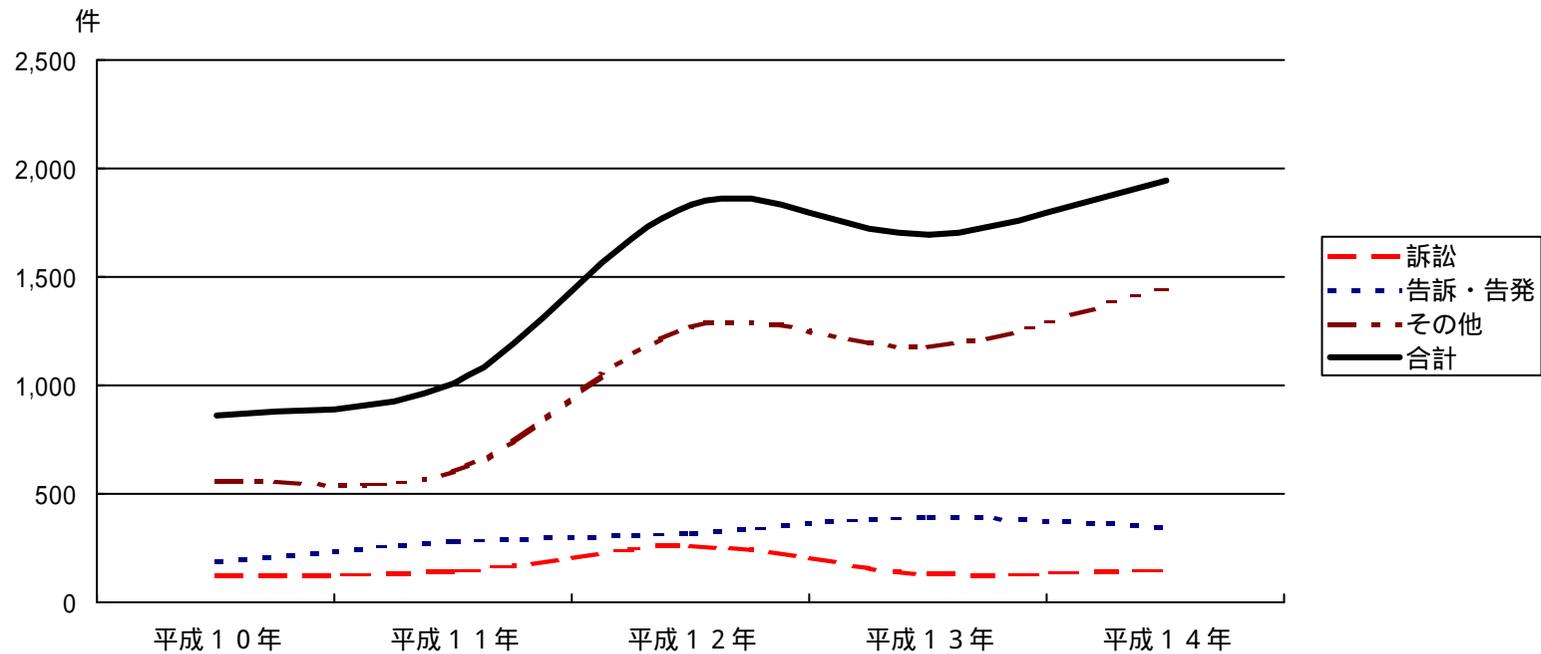
	平成12年	平成13年	平成14年
申立件数	866人 2,382件	986人 2,942件	1,103人 3,455件

	平成12年	平成13年	平成14年 (%)
1人で1件	529人 529件	573人 573件	638人 (57.8%) 638件 (18.5%)
1人で2件	144人 288件	171人 342件	196人 (17.8%) 392件 (11.3%)
1人で3件	75人 225件	79人 237件	75人 (6.8%) 225件 (6.5%)
1人で4件以上	118人 1,340件	163人 1,790件	194人 (17.6%) 2,200件 (63.7%)
頻回情願者 (各年の上位者)	A : 92件 B : 62件 C : 39件 D : 39件	E : 144件 F : 115件 A : 115件	A : 168件 D : 158件 E : 56件



資料4 各種不服申立状況

	訴 訟				告 訴 ・ 告 発			そ の 他					合 計
	民事訴訟	行政訴訟	人身保護 請求	小 計	告 訴	告 発	小 計	法務省機関 への請願	その他の 願 請	人権侵害 報告	そ の 他	小 計	
平成10年	97	14	9	120	177	12	189	91	36	207	219	553	862
平成11年	106	19	13	138	262	12	274	103	78	259	160	600	1,012
平成12年	191	46	19	256	294	22	316	370	142	414	338	1,264	1,836
平成13年	97	19	18	134	349	39	388	319	146	494	213	1,172	1,694
平成14年	104	25	21	150	329	17	346	346	145	596	358	1,445	1,941
合 計	595	123	80	798	1,411	102	1,513	1,229	547	1,970	1,288	5,034	7,345



資料5 不服申立て関係の国際準則について

被拘禁者処遇最低基準規則 (Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners)

(1955年犯罪予防及び犯罪者処遇に関する国連第1回会議において採択)

第36

- (1) 各被拘禁者は、平日に、施設の長または施設の長を代理する権限を与えられた職員に対して、要求または不服申立をする機会を与えられなければならない。
- (2) 被拘禁者は、刑務所監察官の監察中、これに対して、要求または不服申立をすることができなければならない。被拘禁者は、施設の長またはその他の職員の立会なしに、監察官または施設の監督に当たるその他の者と面談する機会を与えられなければならない。
- (3) 各被拘禁者は、許可された方法にしたがい、中央刑務当局、司法官庁またはその他の適当な官庁に対して、適式な形式により、内容についての検閲を受けることなく、要求または不服申立をすることが許されなければならない。
- (4) すべての要求または不服は、それが明らかに不まじめなまたは理由のない場合を除き、直ちに処理され、かつ、不当に遅延することなしに回答されなければならない。

形態を問わず抑留又は拘禁されている者の保護に関する原則（被拘禁者保護原則）(Body of Principles for the Protection of All Persons under Any Form of Detention or Imprisonment)

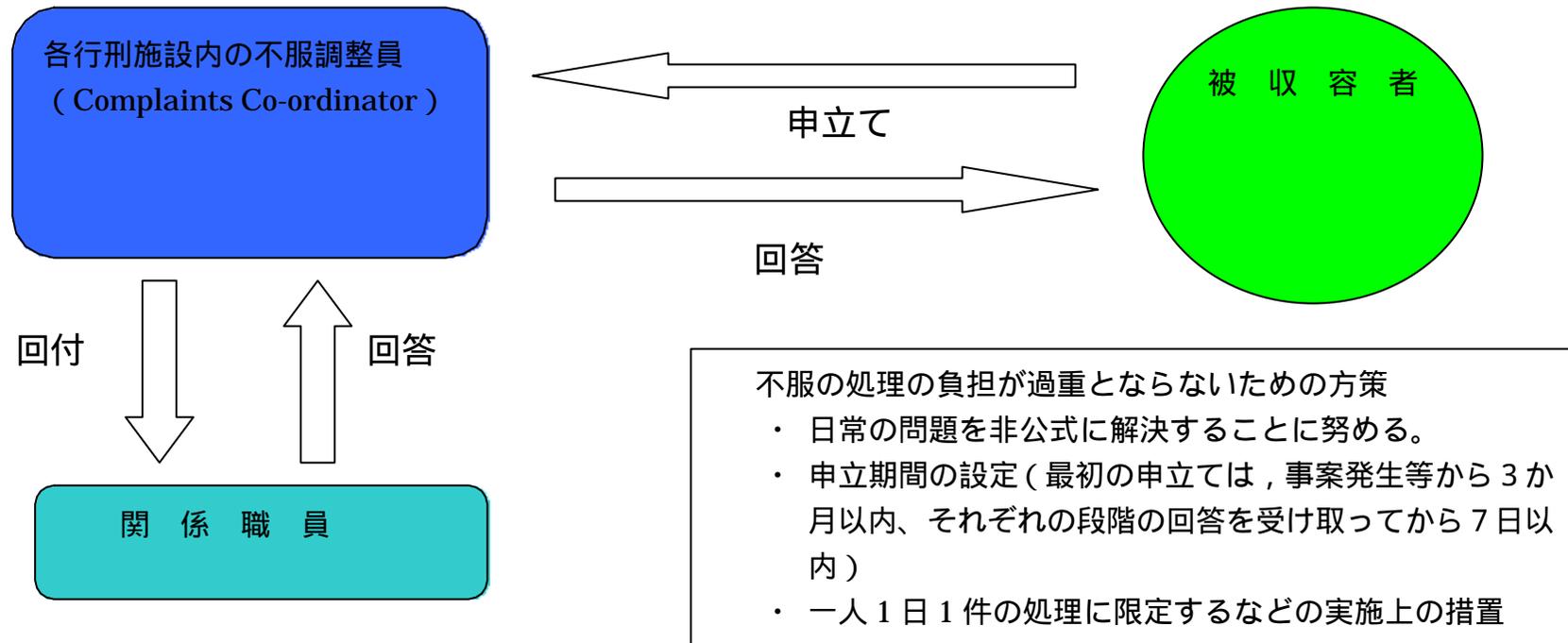
（国連総会決議：1988年国連総会において採択）

原則 33

- 1 被抑留者若しくは被拘禁者又はその弁護人は、抑留の場所の管理の責任を有する機関及びその上級の機関に対し、更に必要な場合には、審査又は救済の権限を与えられている相当な機関に対し、その者の処遇に関し、特に拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱いに関し、請求又は申立てを行う権利を有しなければならない。
- 2 被抑留者若しくは被拘禁者及びその弁護人のいずれにおいても、第1項の権利を行使する可能性がないような場合には、被抑留者若しくは被拘禁者の家族又は当該事件を知るその他の者もその権利を行使できる。
- 3 請求又は申立てに関する秘密は、申立人が要求する場合には、守られなければならない。
- 4 すべての請求又は申立ては、速やかに処理され、不当な遅滞なく回答されなければならない。請求又は申立てが拒否され又は著しく遅滞する場合には、申立人は、司法上その他の機関に訴えを提起する権利を与えられなければならない。被抑留者若しくは被拘禁者又は第1項に基づく申立人は、請求又は申立てを行っている故に不利益を受けてはならない。

資料6 英国の不服申立て制度

(Prison Service Order 2510 (2002.2.21 HM Prison Service) による。)



第1段階：担当職員が回答 受理してから原則として平日3日以内に回答

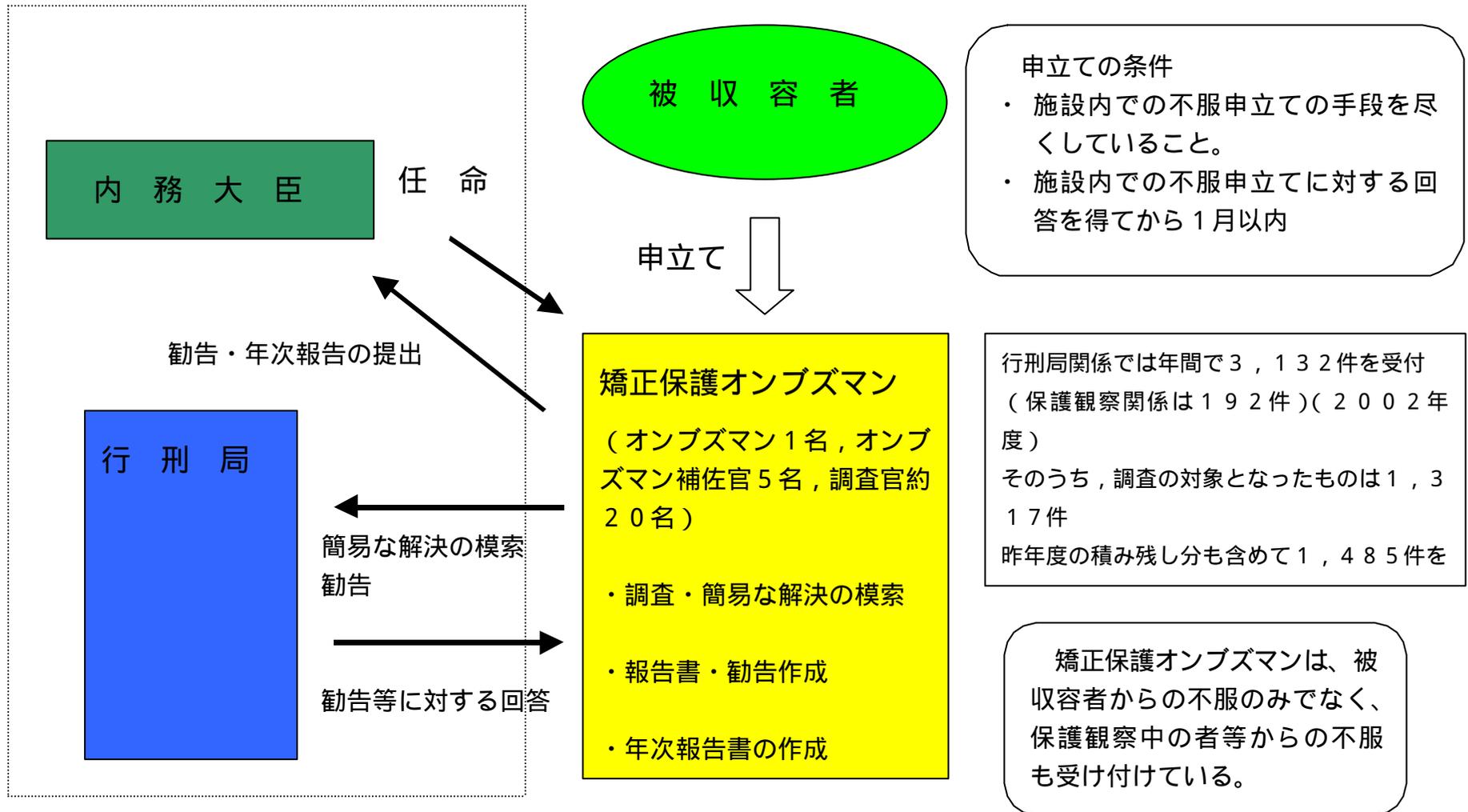
第2段階 (第1段階の回答に対して不服である場合)：管理職レベルが回答 受理してから原則として平日7日以内に回答

第3段階 (第2段階の回答に対して不服である場合)：施設長が回答 受理してから原則として平日7日以内に回答

更に不服がある場合は、「矯正保護オンブズマン」へ

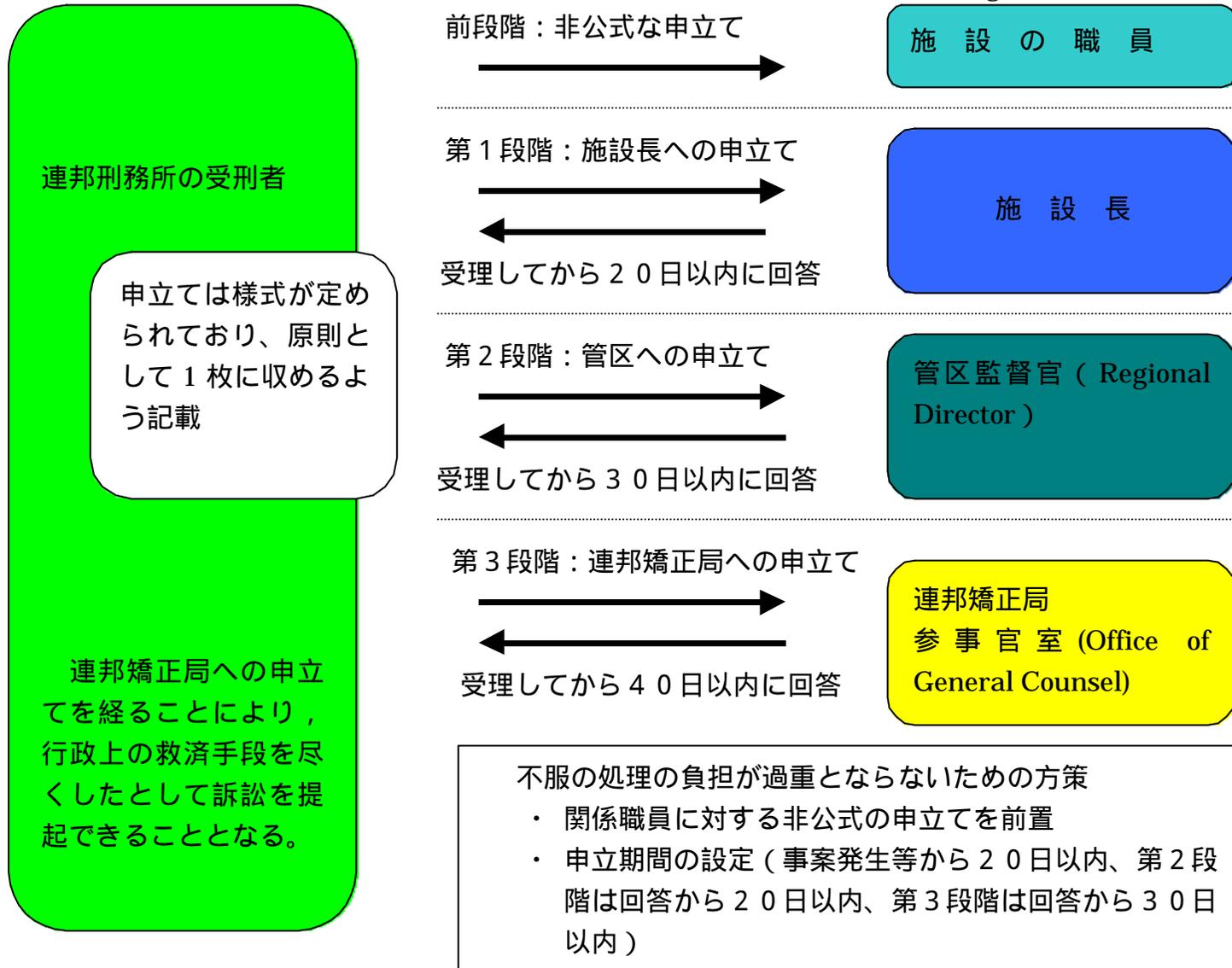
資料7 英国の矯正保護オンブズマンの概要

(Prisons and Probation Ombudsman ホームページによる。)



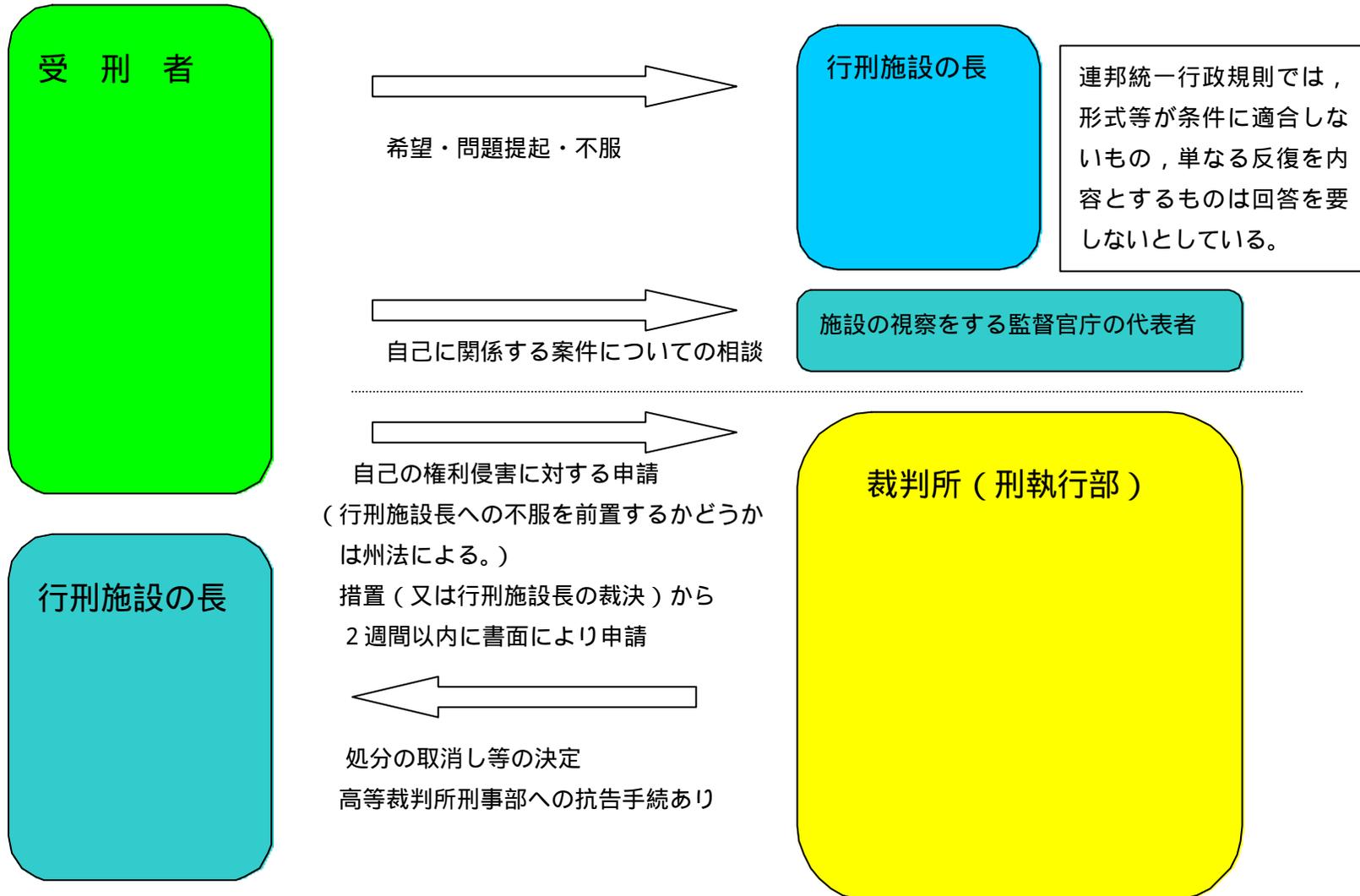
資料8 米国（連邦）の不服申立て制度

(Federal Bureau of Prisons Program Statement 1330.13 による。)



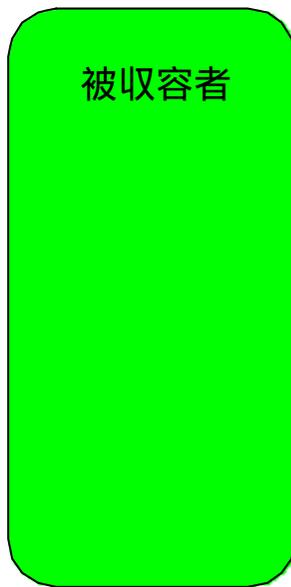
資料9 ドイツの不服申立ての制度

(ドイツ行刑法第108条~第121条による。)

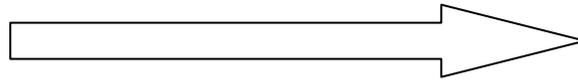


資料 1 0 刑事施設法案における審査の申請及び苦情の申出について

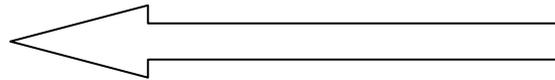
審査の申請



審査の申請



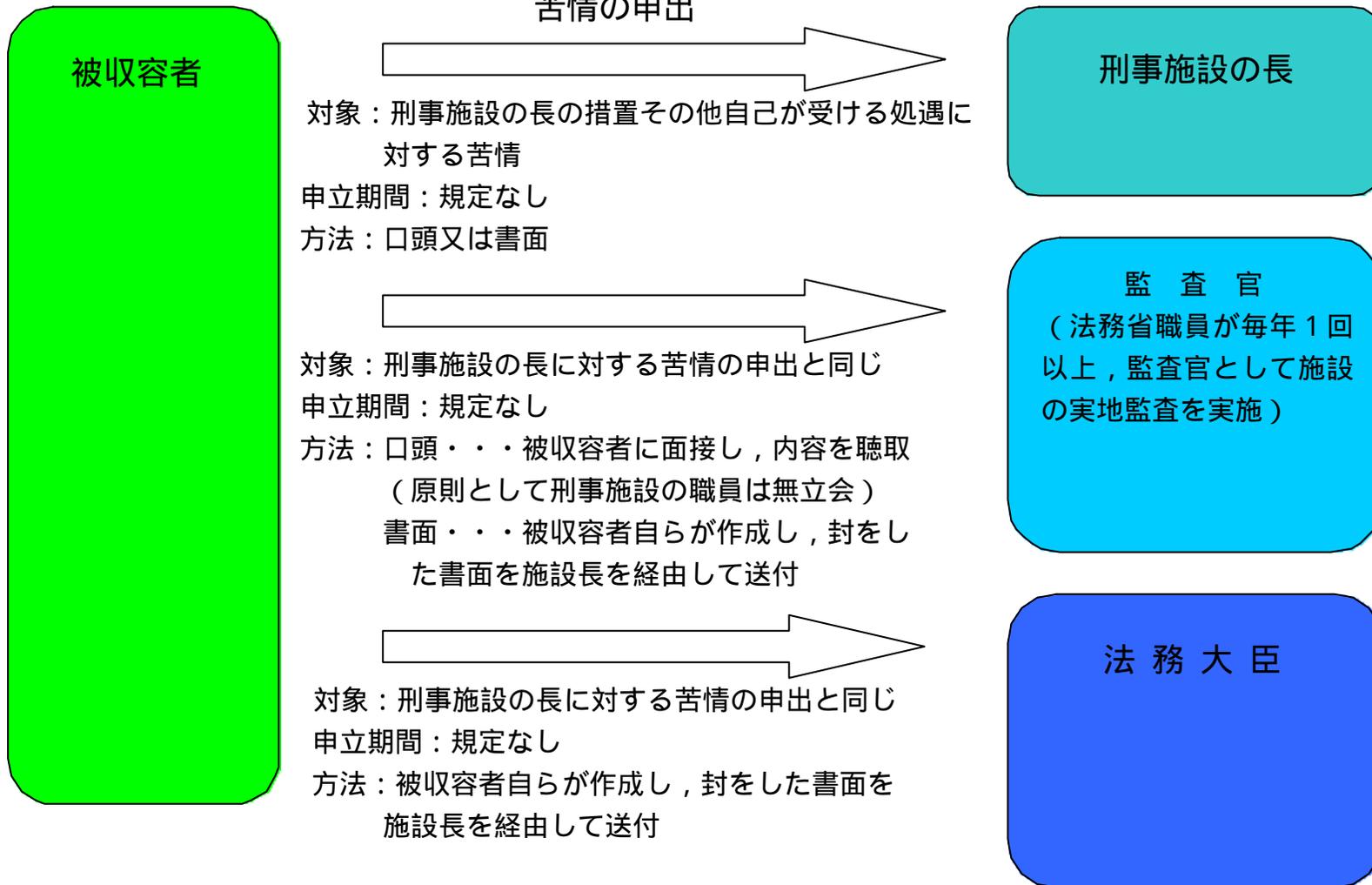
対象：刑事施設の長の特定の措置に対する不服
申立期間：措置のあったことを知った日の翌日から
起算して30日以内
方法：被収容者自らが作成し，封をした書面を
施設長を経由して送付



書面による裁決（理由の付記）



苦情の申出



○法務大臣に対する情願の取扱い について(通達)

〔平成7. 7. 20
矯保1829法務省矯正局長通達〕

法務大臣に対する情願は、逐年増加の傾向にあり、申立事項も複雑多岐にわたっていますが、申立人の不服とする内容を明確に把握し、適正かつ迅速な事務処理を図るため、法務大臣に対する情願の取扱いを下記のとおり定め、平成8年1月1日から実施することとしましたので、遺憾のないよう配意願います。

なお、昭和52年4月1日付け法務省矯保第670号矯正局長通達「法務大臣に対する情願の取扱いについて」は、平成7年12月31日をもって廃止します。

おって、この通達を実施する際、現に情願書を作成中の者に関する取扱いについては、なお従前の例によることとします。

記

1 情願についての告知

収容開始時に行う情願についての告知は、次の事項を含むものとする。

- (1) 被収容者は、自己に対する「監獄の処置」に不服があるときは、法務大臣に対して書面をもって情願を行うことができること。
- (2) 「監獄の処置」とは、刑務所、少年刑務所及び拘置所(いずれも支所を含む。)における取扱いのうち、所長の責任においてなされたものであること。
- (3) 情願書の作成を希望するときは、職員に申し出ること。
- (4) 情願書を自書できないときは、職員が代書するこ

と。

- (5) 情願書用紙及び提出用の封筒は交付されること。

2 情願書作成の手続

- (1) 情願書の作成を希望する被収容者(以下「本人」という。)に対しては、その旨の書面を提出させ、作成の期間、場所等を指定する。
- (2) 情願書を作成させるに当たっては、別紙様式1の(1)及び(2)による情願書用紙(表紙及び申立用紙)を交付する。ただし、1回に交付する枚数は、表紙については1枚、申立用紙については5枚以内で本人が希望する枚数とする。
なお、申立用紙に加えて私有の便せん等を使用させて差し支えない。

- (3) 作成期間中は、別添「法務大臣に対する情願書作成要領」を記載した説明書を貸与する。

- (4) 作成期間中に情願書用紙を書き損じた旨を申し出たときは、本人にこれを廃棄させた上、同枚数の情願書用紙を交付する。

3 情願書の作成期間

情願書の作成期間は7日以内とする。ただし、作成の期間が全体を通じて10日を超えない範囲内において、これを延長することができる。

4 作業就業者の情願書の作成時間

- (1) 懲役受刑者及び労務場留置者については、作業時間(動作時限において作業すべきものとされている時間をいう。以下同じ。)以外の時間に情願書を作成させる。ただし、釈放日の切迫その他特別の事情があると認められる場合は、作業時間中にも作成させることができる。
- (2) 請願作業に就いている者については、作業時間中においても情願書を作成させることができる。

5 懲罰執行中の者の情願書の作成

軽屏禁罰執行中の者から情願書の作成を希望する旨の申出があったとき又は文書図画閲覧禁止罰執行中の者から情願書作成のための文書図画の閲覧の願い出があったときは、作成の期間中懲罰の執行を停止する。ただし、懲罰の執行を停止することが相当でない認められる場合には、執行を停止することなく、作成期間中、1日に

つき4時間を情願書の作成及びこれに必要な文書図画の閲覧に充てさせる。

6 情願書の代書

- (1) 情願書を自書することができない旨の申出があった場合は、所長の指名する職員に代書させる。
- (2) 代書した職員は、情願書を本人に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、本人が加除変更を申し立てたときは、その内容を情願書に記載する。
- (3) 本人が情願書に誤りがないことを申し立てたときは、代書した職員は、本人に情願書の末尾に署名、指印させるとともに、本人が情願書の内容を確認して署名、指印した旨及び自己が代書した旨を記載した上、年月日、所属庁名及び官職名を表示して署名、押印する。
- (4) 職員が代書した情願書は、下記9の(2)の手続によることなく、本人の面前で、代書した職員が提出用の封筒に入れて封かんし、本人とともに封印した上、その表面に「情願書(代書)」と表示し、本人の氏名を記載する。
- (5) 情願書を代書した職員は、代書によって知り得た情願の内容を他に漏らしてはならない。

7 共同情願及び代理情願

被収容者が二人以上共同して、又は他の被収容者に代わって情願書を作成することを願い出たときは、これを認めない。

8 情願書作成中の秘密保持

情願書を作成中の者については、捜検の実施方法に留意するほか、独居房に収容する等情願の内容について秘密が保持されるよう配慮する。

9 情願書の提出及び進達手続

- (1) 情願書の提出は、情願書の進達を願い出る旨の書面を添えて行わせる。
- (2) 情願書の提出時には、「情願書」と記載した封筒を交付し、職員が立会の上、本人に封かん及び封印を行わせ、封筒表面に氏名を記入させる。その際、職員は、立会位置に留意し、情願書以外のものが同封されないよう注意するとともに、情願内容の秘密が保持さ

<p>れるよう配慮する。</p> <p>(3) 情願書の提出時には、未使用の申立用紙を返納させ、書き損じた申立用紙は廃棄させる。</p> <p>(4) 情願書は、提出後速やかに別紙様式2による情願進達書を添えて法務大臣に進達する。ただし、送付先は矯正局長とし、親展文書として取り扱う。</p> <p>(5) 情願書を進達したときは、その旨を矯正管区長に報告する。</p> <p>(6) 申立人が受刑者である場合は、情願進達書に分類調査票の写しを添付する（進達時において、分類調査票が作成されていないときは、作成後速やかに送付する。）。ただし、前に情願を行ったことがある受刑者については、分類調査票の写しの添付を省略することができる。</p> <p>10 作成手続等に違背があった場合の取扱い</p> <p>(1) 上記2の(1)の手続を経ないで情願書を作成している者については、直ちに情願書の作成を希望する旨の書面を提出させる等上記2の措置を講じた上、作成を行わせる。</p> <p>(2) 上記2の(1)の手続を経ないで作成した情願書又は申立用紙を使用せずに私有の便せん等を使用して作成した情願書を提出しようとする者についても、上記9により処理する。</p> <p>(3) 私有の封筒を使用し、あらかじめ封かんした書面を情願書として進達することを願い出た場合は、開封させ、上記9の(2)によるよう指導する。この指導にあくまでも従わないときは、上記9の(4)ないし(6)により処理する。</p> <p>11 情願書の作成中止等</p> <p>(1) 情願書の作成の中止を申し出たときは、その旨の書面を提出させた上、未使用の情願書用紙を返納させ、その余は廃棄させる。</p> <p>(2) 作成期間が満了したにもかかわらず、情願書の作成を終了していない旨申し出たときも、上記(1)と同様とする。ただし、本人が進達を願い出たときは、上記9により処理する。</p> <p>(3) 作成期間中に本人が移送されることとなったときは、上記(2)の例による。</p>	<p>12 情願の取下げ</p> <p>(1) 申立人が情願の取下げを申し出たときは、別紙様式3による情願取下書を提出させ、速やかにこれを法務大臣に進達する。ただし、送付先は矯正局長とし、親展文書として取り扱う。</p> <p>(2) 情願取下書を進達したときは、その旨を矯正管区長に報告する。</p> <p>13 申立人の出所等の報告</p> <p>申立人の出所、死亡、移送、資格異動、氏名変更等、情願の処理に影響を及ぼす事情が生じたときは、その都度速やかに矯正局長及び矯正管区長に報告する。</p> <p>14 裁決書の交付等</p> <p>(1) 情願の裁決書が送付されたときは、速やかにその内容を申立人に読み聞かせた上、交付する。ただし、出所その他の事由により申立人に裁決書を交付できないときは、矯正局長にこれを返送する。</p> <p>(2) 情願について、不裁決の処理がなされた場合において、その旨を申立人に告知するよう通知があったときは、速やかに告知を行う。</p> <p>15 情願に関する記録</p> <p>情願書の作成、作成の中止及び進達並びに情願の取下げに関する手続の処理状況については視察表に記録し、上記2の(1)、9の(1)及び11の(1)の書面はこれに添付する。</p>	
--	---	--

別紙様式 1-(1) (情願書用紙—表紙；A 4 判)

(表 紙)

法 務 大 臣 殿

情 願 書

提 出 日： 年 月 日

収容施設名：

氏 名：

(参考資料) 情願及び巡閲関係監獄法令

監獄法(明治41年法律第28号)第4条第1項

法務大臣ハ少クトモ二年毎ニ一回官吏ヲシテ監獄ヲ巡閲セシムベシ

監獄法第7条

在監者監獄ノ措置ニ対シ不服アルトキハ法務省令ノ定ムル所に依リ法務大臣又ハ巡閲官吏ニ情願ヲ為スコトヲ得

監獄法施行規則(明治41年司法省令第18号)第4条

法務大臣ニ情願ヲ為スニハ其趣旨ヲ記載シタル書面ヲ差出スコトヲ要ス

情願書ハ本人ヲシテ之ヲ封緘セシメ監獄官吏ハ之ヲ披閲スルコトヲ得ス

情願書ヲ差出シタルトキハ所長ハ速ニ之ヲ法務大臣ニ進達ス可シ

監獄法施行規則第5条

巡閲官吏ニハ書面又ハ口頭ヲ以テ情願ヲ為スコトヲ得

巡閲官吏ニ情願ヲ為サンコトヲ予告スル者アルトキハ所長ハ其者ノ氏名ヲ情願簿ニ記載シ置ク可シ

前条第二項ノ規定ハ本条ノ情願書ニ之ヲ適用ス

監獄法施行規則第6条

巡閲官吏情願ヲ聴クニハ必要アル場合ヲ除ク外監獄官吏ヲシテ之ニ立会ハシム可カラス

監獄法施行規則第7条

巡閲官吏情願ヲ審査シタルトキハ自ラ裁決ヲ為シ又ハ法務大臣ノ裁決ヲ乞フコトヲ得

巡閲官吏自ラ裁決ヲ為シタルトキハ情願簿ニ其要旨ヲ記載ス可シ

監獄法施行規則第8条

情願ニ対スル裁決ハ所長速ニ本人ニ告知ス可シ

別紙様式2（情願進達書；A4判）

年 月 日

法 務 大 臣 殿

○ ○ ○ ○ ○ 所 長

情願進達書

当所（○○○○○支所）収容中の次の者から、年 月 日、情願書の提出がありましたので進達します。

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
被告人、受刑者等の別	
入 所 日	年 月 日
入 所 度 数	回
事 件 名・罪 名	
刑 名 刑 期	年 月
刑 終 了 日	年 月 日
累 進 級	級
前 回 進 達 日	年 月 日
備 考	

- (注) 1 被告人等については、不必要な記載を省略して作成する。
2 「備考」欄には、特記すべき参考事項を記載する。

別紙様式3（情願取下書；A4判）

年 月 日

法 務 大 臣 殿

収容施設名

氏 名

指印

情願取下書

私が提出した下記情願は、これを取り下げます。

記

(記載例)

- 1 ○○年○○月○○日に提出した情願
- 2 ○○年○○月○○日から○○年○○月○○日の間に提出した情願

(別添)

法務大臣に対する情願書作成要領

はじめに

あなたに対する「監獄の処置」に不服があるときは、その処置について、法務大臣に書面で情願することができます。「監獄の処置」とは、刑務所、少年刑務所及び拘置所(それらの支所を含む。以下、「施設」という。)における取扱いのうち、所長の責任において、被収容者であるあなた自身になされた取扱いのことです。

この説明書は、情願書を作成するに当たって、守らなければならないこと、注意すべきこと、また、参考となることを記載したものですから、よく読んで、誤りのないようにしてください。

1 用紙

情願書は、原則として、交付された情願書用紙(表紙1枚及び申立用紙5枚以内)を使用して作成すること。

2 記載方法

- (1) 表紙には、所定の欄に、提出日、収容施設名及び氏名を記入すること。
- (2) 申立用紙の「不服とする処置の内容」の欄には、不服とする処置の内容を簡潔に記載すること。
- (3) 申立用紙の「申立ての理由」の欄には、申立ての理由を簡略に記載すること。その際、「不服とする処置の内容」の欄に記載した事項と関係のないことは記載しないこと。
- (4) 不服とする事項が2つ以上あるときは、その事項ごとに用紙を改め、申立用紙の「申立事項」の次の()内に、順番に番号を記入すること。
- (5) 申立用紙に記入する際は、極端に小さい文字で書いたり、用紙の余白や裏面に記載しないこと。
- (6) 情願書の記述に際しては、この説明書にある記載例を参考にする。
- (7) 交付された申立用紙に加えて私有の便せん等を使用

する場合も、上記(2)から(6)までの記載方法に沿って作成すること。

- (8) 交付された情願書用紙を書き損じた場合は、同枚数の用紙を再交付するので、職員に申し出、書き損じた用紙は、職員の指示に従い廃棄すること。

3 作成期間

情願書は、7日を超えない範囲内で指定された期間内に作成すること(この期間は、必要があれば10日まで延長されることがある。)

なお、期間内に情願書の作成を終えることができなかった場合は、職員にその旨を申し出、交付された情願書用紙は、職員の指示に従い廃棄すること。ただし、提出を希望する場合は、その旨を願ひ出ること。

4 情願書の提出

- (1) 情願書の作成を終えたときは、職員に申し出て、情願書の進達を願ひ出る旨の書面を添えて提出すること。その際、封筒が交付されるので、職員の面前で情願書を封筒に入れ、自分で封かん及び封印(指印)をした上、封筒の表面に署名すること。

なお、封筒には、情願書以外のものは一切同封しないこと。

- (2) 未使用の申立用紙がある場合は、職員に申し出て、これを返納すること。
- (3) 書き損じた申立用紙がある場合は、職員に申し出て、職員の指示に従い廃棄すること。

5 情願書の作成中止等

情願書を作成中、その作成を中止したい場合は、職員に申し出て、その旨の書面を提出するとともに、交付された情願書用紙は、職員の指示に従い返納又は廃棄すること。

6 情願の取下げ

情願書を提出した後に情願を取り下げたいときは、職員に申し出て、法務大臣あての情願取下書を提出する

こと。

7 情願の処理

- (1) 法務大臣に提出された情願については、裁決が行われ、裁決書が申立人に交付される。ただし、次のいずれかに該当するときは、情願に対する裁決は行われな

い。
ア 情願の内容が、自己の感想、希望又は意見を述べたものであり、不服に当たらないとき。

イ 情願の趣旨が不明であるとき。

ウ 情願の取下げがなされたとき。

エ 申立人が出所したとき。

- (2) 情願の裁決には、採択、却下及び棄却の3種があり、情願に理由があるときは採択の裁決、理由がないときは却下の裁決がなされる。また、情願が次のいずれかに該当するときは、棄却の裁決がなされる。

ア 申立事項が「監獄の処置」に当たらない事項についての不服であるとき。

イ 既に採択又は却下の裁決がなされた事項について反復して情願したものであるとき。

ウ 施設から出所したことがある被収容者がその出所前の事項について情願したものであるとき。

エ 二人以上の者が共同して情願したものであるとき。

オ 所定の手続によることなく代書されたものであるとき。

(情願書用紙記載例)

(表 紙)

法 務 大 臣 殿

情 願 書

提 出 日：平成 8 年 1 月 4 日

収容施設名：〇 〇 刑 務 所

氏 名：甲 野 太 郎

(申立用紙)

申 立 事 項 (1)

不服とする処置の内容

年 月 日 平成 7 年 12 月 26 日

施設名・場所 ○ ○ 刑務所

口論をしたとして、軽屏禁 5 日 (文書図画閲覧禁止併科) の懲罰を科された。

申 立 て の 理 由

私は、口論はしておらず、取調べを受けた際も、懲罰審査会の席上でも、事情を説明したのに、分かってもらえず、上記同日、懲罰を科されたからです。

実情を簡単に説明しますと、昨年12月21日の午前中 (9時15分ころだと思います。)、第5工場において、同僚の乙野次郎君が、私に対し、「日ごろ、態度が大きい。」と言ってきたので、私は、「何かありましたか。わけを説明してください。」と頼んだところ、乙野君は「ばかにするな。」と言い、ひとりで興奮し、私をにらみつけ、段々声を大きくして同じようなことを言っていました。私は、言い返せばけんかになると思い、その後は黙っていました。それにもかかわらず、12月25日の懲罰審査会において、「私も激しい口調で言い返し、互いに口論した。」という告知を受け、私は、その席上で、口論していない旨説明しましたが、翌26日から、懲罰を科されました。

